

別添資料 目次

（１） 障害者虐待の相談・通報に係る自治体間の対応のばらつきについて

（令和３年度障害者虐待防止法に基づく対応状況調査研究事業報告書第Ⅰ部より）

- ①養護者による障害者虐待の対応状況
 - ②施設従事者等による障害者虐待の対応状況
 - ③管理職が協議に参加しなかった事例件数
-

（２） 自治体における体制整備のポイント

（令和３年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業報告書第Ⅱ部より）

（３） 『自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集』について

（令和３年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業報告書別冊より）

- ・障害者に対する虐待の相談・通報への適切な対応と留意事項
-

① 養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。

○前者は最高96%に対し最低が48%（平均値84%）となり、後者は最高55%に対し最低が10%（平均値30%）であった。

※ 図1・図2ともに平成28年度から令和2年度までの5力年の平均値で比較

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

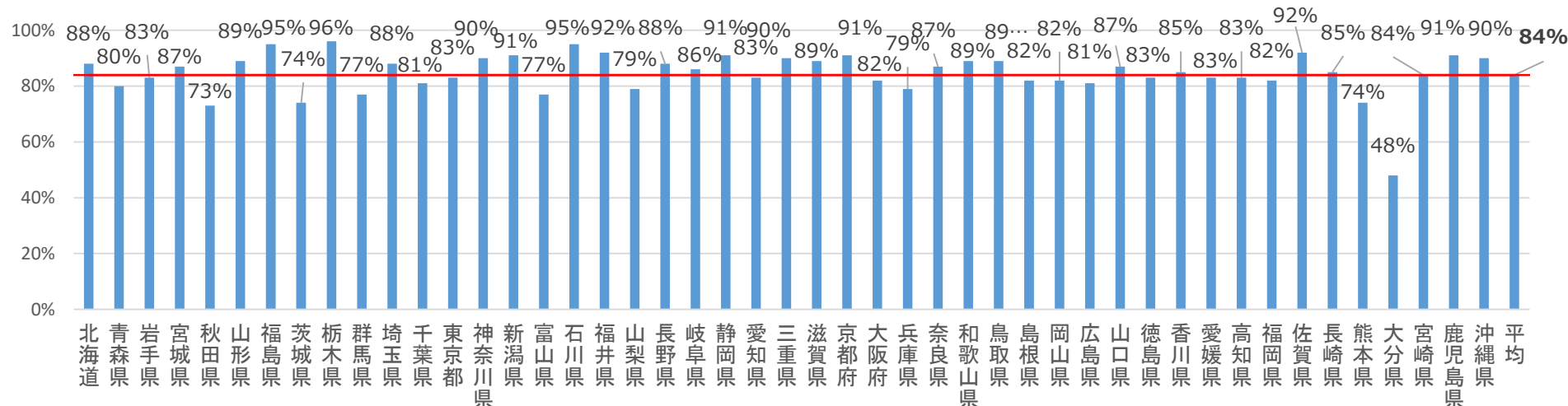
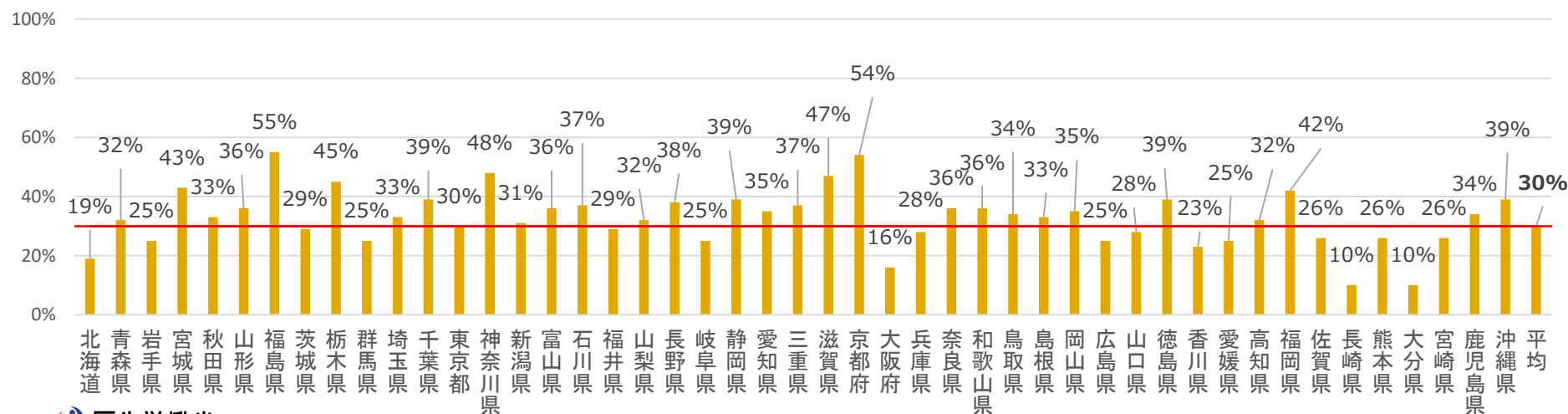


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（線越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図3参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図4参照）を都道府県毎に比較した。

○前者は最高94%に対し最低が65%（平均値84%）となり、後者は最高30%に対し最低が8%（平均値20%）であった。

※ 図3・図4ともに平成28年度から令和2年度までの5力年の平均値で比較

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

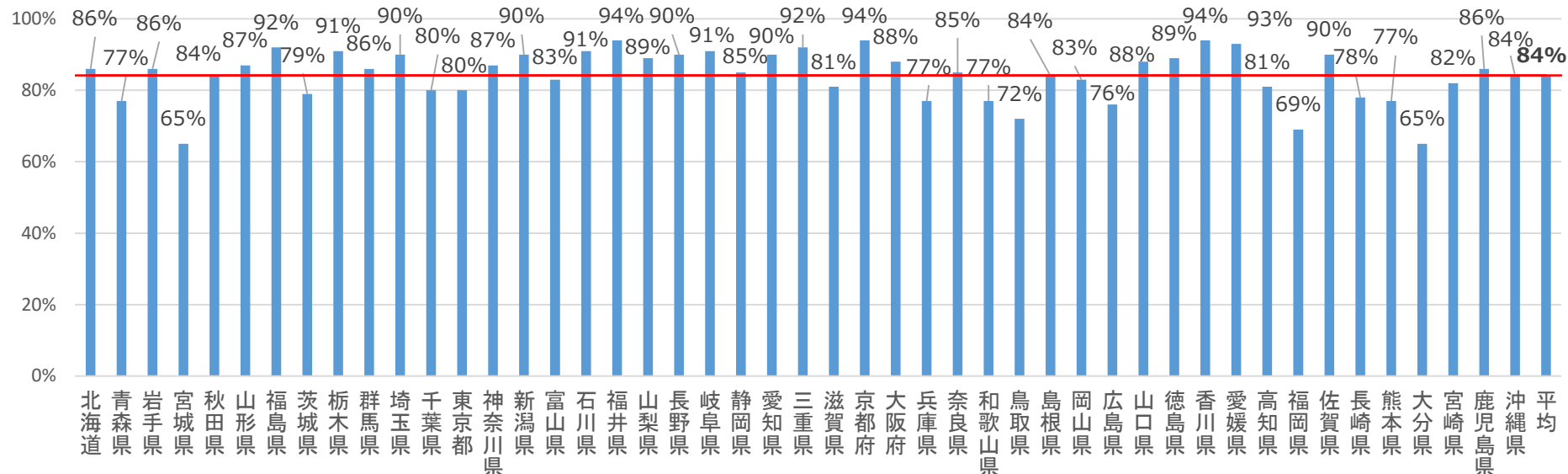
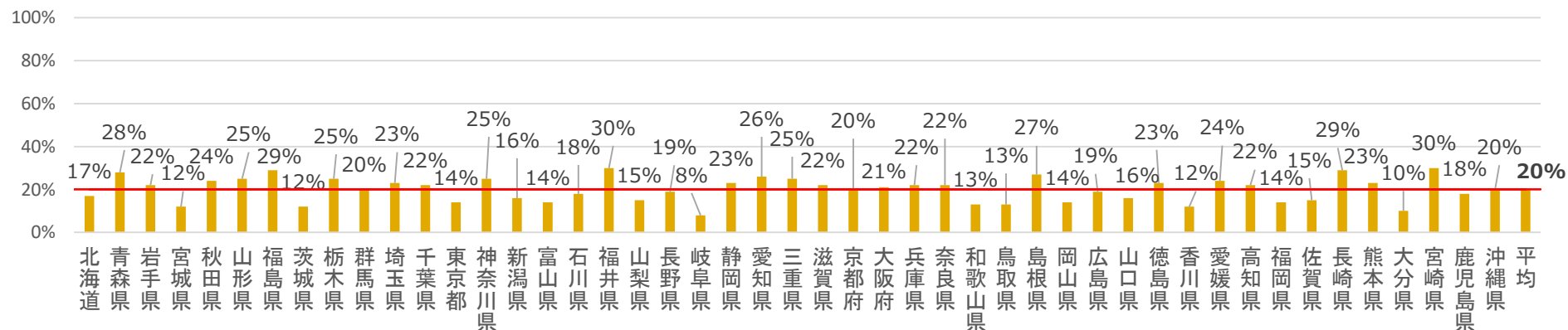


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」

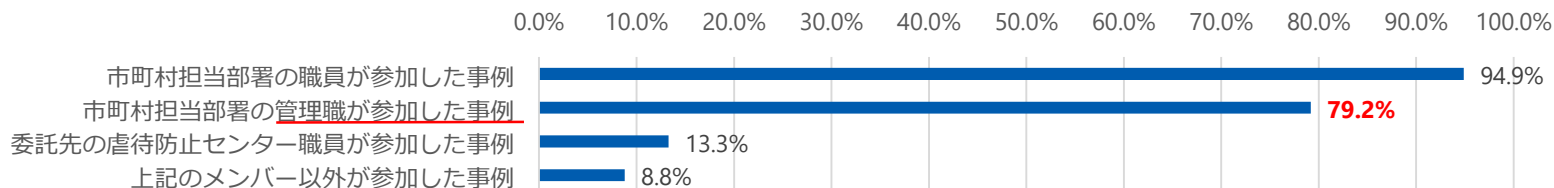


③管理職が協議に参加しなかった事例件数

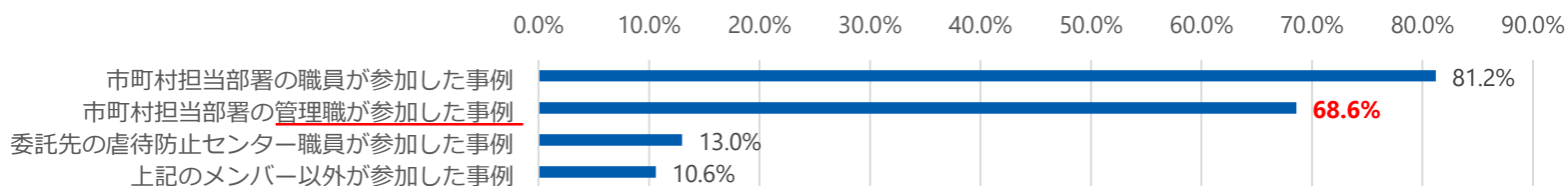
- 障害者虐待の相談・通報等を受け初動対応を協議する場に、担当部署の管理職が参加していなかった事例が約2割あった。
- 同様に虐待の有無の判断を行う協議の場に、担当部署の管理職が参加していなかった事例が約2～3割あった。

※ 令和2年度中に対応した事例について集計

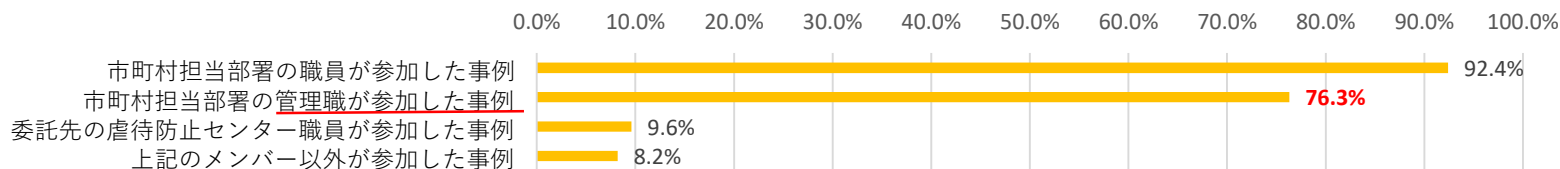
①相談・通報等に関する対応方針（初動対応）を協議した事例（6,522件）



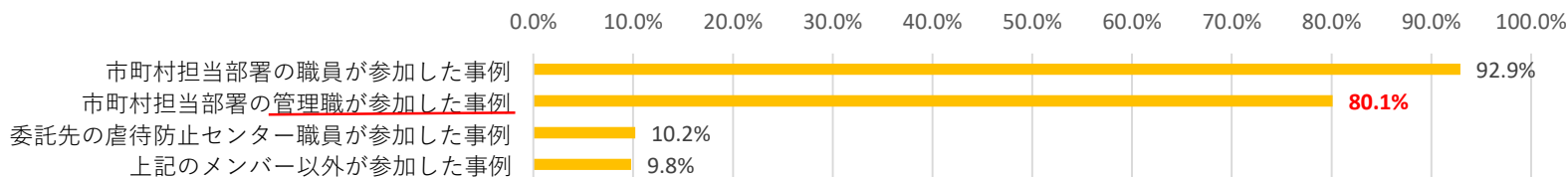
②虐待の有無の判断を行った協議件数（5,687件）



③相談・通報等に関する対応方針（初動対応）を協議した事例（2,853件）



④虐待の有無の判断を行った協議件数（2,475件）



養
護
者
虐
待

施
設
従
事
者
等
虐
待

(2) 自治体における体制整備のポイント (令和3年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究報告書第Ⅱ部より)

- 障害者虐待の相談・通報件数に対する事実確認調査の実施割合が高い市町村等にヒアリングを行い、自治体での障害者虐待対応に係る体制整備のポイントを8つに整理した。

(詳細は「令和3年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業報告書」,p85～142)

◆ 障害者虐待対応の体制整備の8つのポイント

- ① 障害者虐待対応に当たり「障害者の権利擁護を重視する」という考え方の徹底
虐待対応に限らず幅広く障害者の権利擁護の取組みに対する理解が組織として持たれている。
- ② 組織的対応の徹底
虐待対応や虐待判断の際の決裁権者の関与と役割を明確化、被虐待者の保護と支援に当たる担当職員は別々に配置する等工夫をしている。
- ③ 専門職の配置
担当部署に社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の専門職を配置している。
- ④ 訪問・目視による事実確認調査の徹底、障害者の安全確保を最優先する考え方
訪問による事実確認調査について、先進的な自治体では「調査は訪問・目視を基本」と考え、担当職員間での認識が共有されている。
- ⑤ 様々なツールの活用と研修等を通じた周辺理解の促進
国手引きを基にしたマニュアル、対応フロー図、様式といったツール類を作成し、職員研修等で活用している。
- ⑥ モニタリングと進行管理、地域資源の把握やネットワークの構築
障害者本人や家族の困りごとの解消や養護者支援において、引き継ぎ後の再発防止や緊急対応等も含めて関係機関と連携し対応している。
- ⑦ 外部の機関（基幹相談支援センター、自立支援協議会、アドバイザー等）の活用
基幹相談支援センター又は圏域毎に配置されたアドバイザーの助言の支援を受け、外部の機関と連携して虐待対応に当たっている。
- ⑧ 都道府県等、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等による市町村支援
市町村の困りごとを把握する機会を設け、困りごとの共通点・課題等を把握分析、課題解消につなげるなど工夫を凝らしている。

(3) 「自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」について (令和3年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究報告書別冊より)

① 概要

○報告書別冊「素材集」では養護者による障害者虐待、施設従事者等による障害者虐待における自治体の取るべき対応について、各場面ごと(※)に自治体の判断にばらつきが生じているとみられる点を中心にした留意事項をまとめた。

※「相談・通報等を受け付け対応方針を協議する時」と「事実確認調査後に虐待の判断を協議する時」の2つ

○素材集を参考として、自治体における障害者に対する虐待の相談・通報への対応を徹底していただきたい。

○資料掲載URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000940029.pdf>

素材集 の構成

◆ 障害者虐待と市町村職員の関わり（基本視点等）

◆ 1-1. 養護者による虐待における、相談・通報・届出の受理から対応方針の協議時における判断

◆ 1-2. 養護者による虐待における、事実確認後の協議における判断

◆ 2-1. 施設従事者等による虐待における、相談・通報・届出の受理から対応方針の協議時における判断

◆ 2-2. 施設従事者等による虐待における、事実確認後の協議における判断

◆ 2-3. 被虐待者に行った支援の状況

(参考)「素材集」の活用方法例

- 担当部署におけるマニュアルや内規の見直しの際に参考資料として活用
- 都道府県・市町村の担当者会議や自立支援協議会等で権利擁護・虐待防止について事例検討を行う際に素材として活用
- 基幹相談支援センター等関係機関とのネットワーク会議、協議等で事例検討を行う際に素材として活用
- 事業所から事故報告を受け付けた際や、集団指導・指導監査を行う際の参考資料として活用

② 障害者に対する虐待の相談・通報への適切な対応と留意事項

ポイント①◆ 事実確認調査を不要と判断した理由

養護者虐待

養護者が逆上して本人に危害が及ぶ恐れがある。



本人の危険が想定される場合、警察への同行要請の他、危険回避手段を講じ事実確認を行うことが重要。

教育現場での事案であり通報義務の対象外であった。



関係機関へ適切に情報提供を行うこと。その後の対応についても関係機関から情報を把握するよう努めることが重要。

警察から市への通報までに、日数が経っている



警察からの通報の日数が調査の要不要を判断する基準にはならない。

施設従事者虐待

虐待を受けたことが疑われる障害者が調査を拒んだ。



調査を拒んだ時でも、本人の意思を尊重しつつ、相談内容から判断し必要な場合は事実確認に赴く姿勢が必要。

調査に入ることによってその後の事業所と利用者の関係性が損なわれる可能性があった。



市町村による虐待の判断が、事業所と利用者の関係による影響を受けることは不適切。

ポイント②◆ 障害者虐待ではないと判断した理由

養護者虐待

口論からの発展(障害者も加害している)と考えられたため。



当事者側にも不適切な行為が確認されたことをもって虐待ではないと判断する理由にはならない。

国の手引きに記載している虐待例に該当しない。



国の手引きにある例示に該当するものがないことをもって、虐待ではないと判断することは不適切。

施設従事者虐待

虐待が疑われる職員と連絡がとれない。



連絡が取れない、特定ができない等の理由は虐待ではないと判断する根拠とならない。

虐待者が非を認めたため注意喚起に留まった。



虐待の判断は事実であったかどうかの問題であり、その背景や諸事情を併せて判断されるべきではない。

ポイント③◆ 障害者虐待の判断に至らなかった理由

養護者虐待

しつけと虐待の境目の案件だった。



事実確認調査の時点で事実の裏付けや情報が不十分であるため虐待の判断に至らなかった事案でも、虐待の可能性を排除せず、その後の関わりを継続していくことが重要。

被虐待者が虐待ではないと言っていた



本人の否定だけで判断するのは不適切であり、事実の確認を行い客観的に判断することが必要。

施設従事者虐待

虐待が疑われる職員、利用者の双方の言い分が一致しない。



言い分が一致しない場合は目撃証言や記録等から客観的な情報を集め、虐待に当たるかどうかを判断することが必要。

該当職員が退職しており、虐待の判断が行えなかった。



当該職員の退職は虐待の判断ができないこととして不適切。総合支援法・児童福祉法には従業者であった者からも報告徴収ができるとする規定があり聴取は可能。